

令和8年度 千葉地方最低賃金審議会

千葉県特定最低賃金審議日程

会議名称		開催日	時間	備考
第1回 特定最賃専門部会	精密機械器具製造業関係	9月25日(金)	午前10時00分	
	一般機械器具製造業関係	9月25日(金)	午後2時00分	
	調味料製造業	9月28日(月)	午前10時00分	
	自動車(新車)小売業	9月28日(月)	午後2時00分	
	総合スーパー	9月29日(火)	午後2時00分	新設
	各種商品小売業	10月1日(木)	午後2時00分	
	電気機械器具製造業関係	10月7日(水)	午後2時00分	
	鉄鋼業	10月9日(金)	午後2時00分	
第2回 特定最賃専門部会	精密機械器具製造業関係	10月2日(金)	午前10時00分	
	一般機械器具製造業関係	10月2日(金)	午後2時00分	
	調味料製造業	10月5日(月)	午前10時00分	
	自動車(新車)小売業	10月5日(月)	午後2時00分	
	総合スーパー	10月6日(火)	午後2時00分	新設
	各種商品小売業	10月8日(木)	午後2時00分	
	電気機械器具製造業関係	10月14日(水)	午後2時00分	
	鉄鋼業	10月16日(金)	午後2時00分	
最賃第3回 会専門部会 特定	(予備日) 3回目の専門部会の審議を要することとなった場合に開催	10月20日(火)	午後1時30分 午前9時30分 午後3時45分	3回目の専門部会が決定した順に左記時間を割り当てる
第5回目 本審議会 (専門部会で全会一致とならない場合開催)		10月22日(木)	午後3時00分	公・労・使委員全員出席 (12/25発効とするためには、 10/26までに答申公示が必要)
第5回目 本審議会 (10/22に本審議会が開催できない場合の予備日程)		10月26日(月)	午後3時00分	
本審議会(異議審)		11月11日(水)	午前10時00分	公・労・使委員全員出席 異議の申し出があった場合に開催
本審議会		令和9年 3月5日(金)	午後4時00分	公・労・使委員全員出席 特賃専門部会廃止、次年度の運営等

例年の発効日12月25日(指定)